

渡部純三局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第 234 回松山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>皆さま、御起立をお願いいたします。</p> <p>礼。</p> <p>御着席下さい。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、寺井克之松山市農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>第 234 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、富田農林水産担当部長、渡部市議会議長におかれましては、公務多忙にも関わりませず御出席を賜り、心よりお礼申し上げます。</p> <p>さて、農業・農村を取り巻く情勢は、人口減少が進むなか農業従事者の高齢化や地域農業を支える担い手の不足、遊休農地の増加など数多くの課題を抱えております。</p> <p>先般、国は、3 年余り続いた新型コロナを季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げることで、ウイズコロナの取り組みをさらに進め、あらゆる場面で「日常を取り戻すことができるよう着実に歩みを進める」としたことから、この大きな方向転換が今後の経済活動の後押しとなり、農業分野でも農産物の消費や出荷が増大し、農業経営が回復へ向かうことを願うばかりです。</p> <p>さて、昨年 5 月に一部法改正があり、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法等が先般 4 月 1 日に施行されました。</p> <p>この制度改正は、農業委員会の業務において大きな変革期となっており、市の「地域計画」の策定に向けた「目標地区の素案」の作成をはじめ、農地法第 3 条許可の下限面積が撤廃され、多くの方が新規就農を目指すと思われることから、地域において農地を効率的かつ総合的に利用して行く必要があります。</p> <p>そこで、農地は個人の財産であり所有者の意向は常に流動的であることから「地域計画」にその意向を随時反映させることや、新規就農者の適正な農地利用を見守るなど、今まで以上に地域に密着したきめ細やかな活動が求められます。</p> <p>私ども松山市農業委員会といたしましては、この制度改正に対し迅速に対応することで、関係機関と連携を密にし、農業者などの意向把握や地域での話し合いに積極的に取り組み、農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業者の利益代表機関として一層力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何卒、皆様方の御協力をお願いする次第でございます。</p>

	<p>終わりにになりましたが、本日御参集の皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。</p>
渡部 純三 局長	<p>次に、御来賓の方々より御祝辞をいただきたいと存じます。</p> <p>初めに、松山市長野志克仁様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で 松山市産業経済部農林水産担当部長富田定伸様お願いいたします。</p>
富田定伸農水担当部長	<p>第234回松山市農業委員会総会の開会に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃から松山市の農政をはじめ、市政全般にわたり御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、人流が抑制され、飲食店での農畜産物の消費が減少するなど、農業を取り巻く環境は大きく変化し、農家のみなさんも大変御苦労なされたのではないのでしょうか。</p> <p>しかし、明るい兆しも見え始めています。</p> <p>ゴールデンウィークには多くの観光客が訪れて、道後や松山城をはじめとする、観光地はにぎわいをみせました。</p> <p>さらに、10月に開催される、「ねんりんピック愛顔の愛媛 2023（ニーマルニーサン）」では、サッカーや軟式野球など、スポーツ9種目のほか、俳句交流大会が松山市で実施されますので、多くの観光客に訪れていただけたと思います。</p> <p>旅の目的の一つに「おいしいものを求めて」という理由があることから、新鮮な野菜やおいしい柑橘などを味わっていただきたいものです。</p> <p>そこで、農家の皆様には、「食」という観点から、観光客へのおもてなしをお手伝いいただけたらと思っています。</p> <p>また、本市のウェブサイト「マルっとまつやま」では、令和4年度にまつやま農林水産物ブランドに認定された「松山アボカド」や「興居島レモン」などをはじめ、松山産の農産物の旬な情報や生産者の生の声などを、積極的に情報発信していきます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、著しく移り変わる社会情勢の中、農業者の声を受け止める公的な代表機関として、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、農業委員会の今後ますますの御発展と、お集りの皆様の御健勝と御活躍を心からお祈りして、お祝いの言葉とします。</p>

渡部純三局長	<p>令和5年5月29日松山市長野志克仁代読でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、松山市議会議長渡部克彦様お願いいたします。</p>
渡部克彦松山市議会議長	<p>松山市議会議長の渡部克彦でございます。</p> <p>本日ここに第234回松山市農業委員会総会が開催されるにあたり、市議会を代表してお喜びを申し上げます。</p> <p>御参会の農業委員の皆様には日頃から本市の農業振興並びに市政各般にわたり温かい御支援、御協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、昨今の農業を取り巻く状況は、農業者の減少や高齢化グローバル化の進展、頻発する自然災害による被害の増加などに加え、緊迫する世界情勢や記録的な円安による資材価格の高騰などの新たな課題に直面しています。</p> <p>このような中、先月、宮崎県で開催された「G7農業大臣会合」では、より生産性が高く、強靱で持続可能な農業・食料システムを達成するため、既存の国内農業資源の持続的な活用や、農業の生産性向上と持続可能性の両立などに積極的に取り組んでいくことで共通認識を得たとの大臣声明が出されました。</p> <p>また、国内では、制定から約20年が経過した「食料・農業・農村基本法」を検証し、見直しに向けた議論を進めております。</p> <p>市議会といたしましても、こうした農業を取り巻く動向を注視しながら、地域農業の発展に向け、引き続き皆様とともに精一杯努力してまいります。</p> <p>農業委員の皆様には、今後ともその豊富な知識と経験を活かし、本市農業の発展に引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>結びに、本総会が多大な成果を上げ、実り多い場になりますようお祈りいたしますとともに、御参会の皆様方のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げます。私のお祝いの言葉とさせていただきます。</p> <p>本日は、誠におめでとうございます。</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ここで御案内いたします。</p> <p>御来賓の皆様におかれましては、次の公務のため御退席されます。</p>

渡部純三局長	<p>拍手でお送り下さい。</p> <p>〔一同拍手〕〔来賓退席〕</p> <p>それでは、議案審議に入ります前に議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>〔議長席を作る〕</p>
渡部純三局長	<p>お待たせいたしました。</p> <p>本日の総会の出席者は、過半数を超えていますので、会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、議案審議に入りますが、総会の議長は、総会会議規則第5条により会長が務めることになっておりますので、寺井会長に議長をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事運営につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは議事録署名人として、湯山地区の清水委員と、道後地区の烏谷委員の御兩名を指名いたします。</p>

寺井克之会長

ただいまから議事に入ります。
まず、(1)『令和4年度 事業報告について』を議題といたします。
事務局から説明をいたします。

住田英俊次長

「令和4年度 事業報告について」御説明させていただきます。
資料の1ページをお開き下さい。

なお、6ページからは「令和4年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を添付していますので、御覧いただきながらお聞きください。

新型コロナウイルス感染症は、先般、季節性インフルエンザと同様の「5類」に引き下げられたことから、今後ウイズコロナの取り組みが進み、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で、日常を取り戻すことで、日本の経済の回復に拍車がかかることで、少しでも早くコロナ前の社会に戻ることを期待するところです。

さて、委員活動においては、感染防止対策の観点から思うような取り組みができない年ではありましたが、こうした中、松山市農業委員会では、農地制度の適正な執行、農地の有効利用、担い手の確保・育成、耕作放棄地の発生防止・解消などの喫緊の課題解決に向けて取り組みました。

それでは、6ページを御覧ください。

「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」については、農林水産省からの通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、次のような点検・評価になりました。

1番の「農業委員会の状況」については割愛させていただきまして、7ページを御覧ください。

2の最適化活動の実施状況の1番(1)農地の集積②の目標 1,917ヘクタールに対し③の実績は、1,918ヘクタールで、その内22ヘクタールについて新規集積を図り、目標を達成となりました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消では、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積6ヘクタールの内、解消面積として②の目標 1.2ヘクタールに対し、8ページを御覧ください。

③の実績は、2.2ヘクタールの解消となったことから、目標を達成しました。

次に、(3)の新規参入の促進では、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地は②の目標 1.3ヘクタールに対し③の実績はあ

りませんでした。9ページを御覧ください。

実態として30経営体の新規参入があり、取得農地面積は17.9ヘクタールとなりました。

次に、2番の最適化活動の活動目標の(1)活動日数は実績で8日となり(2)活動強化月間の②の実績ですが、8月～10月にかけて活動を行い、遊休農地の解消を図りました。

次に10ページを御覧ください。

(3)新規参入相談会については、年間を通して地区審査などの機会に相談等を実施しております。

次に、13ページに飛んでいただき、横長の資料で「別紙様式4」を御覧ください。

これらの活動実績を、国が示めす成果目標に対する、実績の評価基準に照らし合わせた結果、表の右側の「3の点検・評価の結果」のところですが、農業委員会の点検・評価の結果は、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評語となり、さらに右側の委員皆様の点検・評価の結果も「目標に対し期待どおりの結果が得られた」との良好な評語となりました。

次に、11ページに戻っていただき、「3事務の実施状況」については、1番では総会を適正に開催し、2番の農地法第3条に基づく許可事務は許可の処理件数は184件、3番の農地転用に関する事務の処理件数は96件、4番の違反転用への対応は、都市計画担当部局などと連携し0.79ヘクタールの違反解消を行いました。

なお、昨年5月総会でお一人お一人の活動目標をお示し、お渡しした「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「別紙様式3」については、その成果の状況と点検・評価の結果について事務局で取りまとめたものを、個別にお配りしております。

横長のシートで、表題のところ「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」をピンク色に塗っています。

各自で達成状況等について御確認いただき、新年度の活動の参考にしていただければと思います。

次に、その他の活動としましては、農家の老後の生活を支える農業者年金の加入推進や市のホームページへの掲載「まつやま農業委員会だより」を発行し、また、「全国農業新聞」の普及も図り、農業委員会活動に関する情報や各種制度に関する情報を地域の農業者へ提供したほか、女性農業者に対しては、個別に農業委員等の活動の案内を行うことで、女性農業委員に向けた啓発に努めました。

また、委員視察研修の実施や農業会議開催の委員研修会へ参加し、委員及び職

	<p>員ともに資質の向上に努めてまいりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案通り承認されました。</p>
寺井克之会長	<p>次に、(2)『令和5年度事業計画(案)について』を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊次長	<p>それでは、「令和5年度事業計画(案)」について御説明いたします。</p> <p>14ページをお開き下さい。</p> <p>事業計画の資料としては、20ページ～22ページにあります「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を御覧いただきながら、お聞きください。</p> <p>また、個別に配付しております、横長のシートで、委員御自身のお名前が入っている「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「別紙様式3」表題を黄色くぬっているシートを、お手元に御用意ください。</p> <p>皆様も御存じのとおり、昨年「農業経営基盤強化促進法」、「農地法」などの法律の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されました。</p>

「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」では、市が令和7年3月までに、「地域計画」の策定を行うこととなり、農業委員会は、市の要請を受け「目標地図の素案」の作成に取り組みます。

今年度については、興居島地区と中島地区で「地域計画」を策定する予定としております。

農業委員会においても両地区で「目標地図の素案」の作成に取り組みます。

「地域計画」とは、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確にするもので、農業委員会は、地区の農地について一筆ごとに将来の利用意向調査を行い、その情報を基にして、集落で話し合の場の中で農業の担い手を明確にし、これらの情報を「地図」に織り込むことで、地域の農地の保有状況や利用状況、将来の農業の担い手の状況を見える化したものが「目標地図」であり、その素案を作成して行きます。

なお、「地域計画」の策定が終わった地域では、農地所有者に対し農地中間管理機構への利用権設定を促し、中間管理を前提とした農地の権利設定と変わっていきます。

また、「農地法の一部改正」では、下限面積要件が撤廃となったことから、新規就農者が増加し、担い手の確保につながると期待される一方で、投機的目的での権利の取得につながる可能性も懸念されることもあり、今まで以上に許可後の農地の見守りが必要になるのではないかと考えられます。

今般の制度改正は、農業委員会業務の大きな変革期となることから、委員皆様と一丸となって業務を進めていただくこととなります。

それでは、令和5年度の事業計画について御説明させていただきます。

資料20ページを御覧ください。

「令和5年度 最適化活動の目標の設定等」ですが、1番の農業委員会の状況については割愛させていただいて、次の21ページをお開きください。

「2番の最適化活動の目標」ですが、「1の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の②の目標」については、松山市農業委員会の「農地等の利用適正化の推進に関する指針」に基づき、令和8年度の目標に向けて、「今年度の新規集積面積」は、49ヘクタールとし、「今年度末の集積率」37.2%を目標とします。

次に、その下「(2)遊休農地の解消」については、②の目標として、「ア、既存遊休農地の解消」の表にあります「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地」6ヘクタールに対し、その下「緑区分の遊休農地の解消目標面積」として1ヘクタールを、一番下になりますが「イ、新規発生遊休農地の解消」については、1ヘクタールとします。

次の 22 ページを御覧ください。

「(3) 新規参入の促進」については、②の目標で、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を 1.8 ヘクタールとし、次の、「2 の最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行なう日数目標」については、1 人当たりの活動日数を、毎月 8 日とします。

その下の「(2) 活動強化月間の設定目標」の回数は 1 回とし、8 月～10 月までの 3 ヶ月間を「遊休農地の解消」の取り組み強化月間とし、利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛けなどを行います。

その下の「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、地区審査などで、年間を通して新規就農者への相談を行うなど、参加回数を 1 回とします。

以上が、活動全体の目標となります。

次に、今、御説明させていただいた活動全体の目標を基にした、各地区のお一人お一人の目標ですが、先ほど御用意いただいた、御自身の名前の記載がある「令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「別紙様式 3」を御覧ください。

これは、担当地区ごとに作成し、皆様に個々にお渡ししております。

この様式の下の方になりますが、「(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果」の「①の成果目標の達成状況」で、黄色くマーカーしています「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の所ですが、それぞれの担当地区の成果目標となっておりますので、担当地区で該当する項目についてのみ、目標面積を記載しております。

「農地集積」、「新規参入」については、農地台帳の松山市全体の農地面積における、各地区の農地の面積の占める割合を基にして、先程御説明しました、「令和 5 年度の事業計画」の 21 ページにあります「農地の集積」の②の目標の 49 ヘクタールや、22 ページにあります「新規参入の促進」の②の目標の 1.8 ヘクタールを、各地区の農地面積の占める割合で、割り戻した面積で地区の目標数値としてお出ししています。

また、「遊休農地」については、令和 3 年度の利用状況調査により判明した、担当地区の遊休農地について、その面積の 5 分の 1 を解消目標としておりますことから、該当する地区にのみに記載しています。

なお、「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」これら 3 項目の成果目標については、皆様の活動の成果がすぐに、ダイレクトに反映されるものではないと考えており、地域の特性、農業者個々の事情、都計法での農地の位置関係など事情も様々で、農地所有者の意向は常に流動的であり、農地の状況は一定ではないことから、担当地区の成果目標が達成に至らなくても、何かしらのペナルティを受けること

はありませんので、委員の皆様には、担当地区の各項目の目標達成だけに執着することなく、地域の農業者のお世話役として活動していく中での結果としてとらえていただき、やりがいのある活動となるよう、取り組んでいただければと思います。

また、お一人お一人の活動日数を昨年と同様の毎月8日を目標とさせていただきますが、この8日以上を達成していただければ、担当地区での各項目の「成果目標」が達成できなくても、皆様の活動に対する点検・評価は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という良好な評価でもって、総会で報告されることとなります。

なお、この評価は、委員改選時の評価委員会の審査項目の一つとなっておりますのでお伝えします。

次に、今年度4月の提出分から、新しくなりました「活動記録簿」ですが、皆様には、A4の横書きの様式にお名前を記入し、返信用封筒と御一緒に7月分までお渡ししておりますが、活動日数を記載して活動した項目に○を付け、備考欄に簡単な活動内容等を記載していただくような、簡単でわかりやすいものとなっておりますので、必ず8日間の活動を記載していただき、提出期限についても、毎月10日となっておりますので厳守いただきますようお願いいたします。

目標の8日の活動内容としては、日々皆様が行っている「農地の見守り」や「仲間への声掛け」の活動などで、例えば、普段の生活の中で、知り合いの農業者と挨拶を交わす機会が多々あると思います。

それが道端であったり、地域の寄り合いであったり、色々な場面が想定されます。

このような機会をとらえて、立ち話し程度でもかまいません、後継ぎの話や、今後の農地の貸し借りの話やイノシシなどの鳥獣被害の話、遊休農地の話など情報収集をしていただいた内容や、相手から相談を受けた内容について記録していただくものです。

また、同じ農業者の方に同じ内容で、日を替えて、また、期間をおいて、継続的にお話しをされたり、同じ農地について経過確認のため継続的に現地確認をしたといった場合でも、それぞれ1日としてカウントしてください。

話す時間が1分、2分でも「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」に関係するキーワードが少しでもあれば、活動として記録してください。

この小さなやり取りの積み重ねが、農業者に対し農業委員会活動の認識を高めるとともに、啓発につながると思っております。

なお、事務局との打ち合わせや情報共有、総会への出席は活動日数には含まれ

	<p>ません。</p> <p>それでは、資料に戻りますが、その他の活動計画としては、農業者の老後の生活安定のための農業者年金への加入推進や、経営環境の整備を図る家族経営協定締結の推進を継続するとともに、色々な機会をとらえて農業者への意向の把握などを行い、活動内容については、本市のホームページや農業委員会だよりなどを活用して市民へ情報提供を行います。</p> <p>また、農業委委員会が取り組む主要事業としましては、9項目を挙げておりますので、23ページを御覧ください。</p> <p>一つ目は、「地域計画」に基づく「目標地図の素案」の作成で、今年度は興居島地区と中島地区で行います。</p> <p>二つ目は「農地流動化関係事業」、三つ目は「農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施」、四つ目が「農業者年金業務受託事業」、五つ目が「各種施策等の情報の周知及び啓発活動の推進」、六つ目の「納税猶予に係る相続税額の免除に対する適正な対応」、七つ目「農家台帳システムのデータ整備」、八つ目「農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用」、九つ目「研修活動の充実」となっております。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案通り承認されました。</p> <p>つきましては、お手元の「議案書」議題2の『令和5年度事業計画（案）』の</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>(案)の部分を、削除して下さいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして『その他』として、事務局から何点か報告と連絡がございます。</p> <p>事務局お願いします。</p>
<p>住田英俊次長</p>	<p>28ページを御覧ください。</p> <p>昨年5月に一部法改正のありました農業経営基盤強化促進法が、先月の4月1日に施行されましたことから、今後の利用権設定の扱いについて、農水振興課から御説明させていただきます。</p>
<p>大野孝二農水振興課</p>	<p>農水振興課の大野と申します。</p> <p>よろしくようお願いいたします。</p> <p>私からは、農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法に基づく利用権設定について、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。</p> <p>資料の29ページを御覧ください。</p> <p>まず、資料の1、従来の取り扱いと問題点についてですが、これまでの基盤法に基づく農用地の利用権設定では、要件としまして農地法第3条の許可基準である3反の下限面積を準用してきましたが、農地法の改正に伴い、下限面積が撤廃されたことで、面積を要件とすることができなくなりました。</p> <p>そのため、基盤法に基づく利用権設定を行う場合に、改めて基準を定めることが必要となりました。</p> <p>資料の2を御覧ください。</p> <p>ここでは、基盤法で定められた利用権設定の要件を記載しています。</p> <p>その中の(1)になりますが、基盤法に基づく利用権を設定する際に必要となる農用地利用集積計画の内容が松山市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合することとされています。</p> <p>次に3になりますが、先ほど2で御説明しました松山市の基本構想では、基盤法に基づく利用権の設定等を受ける者の要件として、下記のア～ウに掲げる要件をすべて備えることと定められています。</p> <p>そこで4の令和5年4月1日以降の基盤法に基づく利用権設定についてです</p>

が、市町村等が経営改善に取り組む農業者の農業経営改善計画を認定する認定農業者制度や経営改善を計画的に進める農業者に対して農用地の利用の集積を行う利用権設定等促進事業を設け、いわゆる農業の担い手の方の効率的かつ安定的な農業経営を育成するための措置を総合的に講ずることとしている基盤法の趣旨や、先ほど御説明しました、基盤法や市の基本構想に定められた利用権設定の要件等を踏まえ、申請者が農業の担い手であるかどうかを基準に判断するものとします。

具体的には次の30ページになりますが、表の1～4に記載されたいずれかの経営体を対象とします。

1つ目が認定農業者、2つ目が認定新規就農者、3つ目が認定農業者の認定期限を迎え再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持または拡大している基本構想水準到達者、4つ目が集落営農組織になります。

最後に、5になりますが、令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間に限り、基盤法に基づく利用権設定について経過措置が設けられており、この間は先ほどの4つのいずれかに該当する経営体であれば、基盤法に基づく利用権設定が可能となっています。

ただし、改正法に定められた地域計画が策定された地区では、経過措置の適用がなくなりますので、その場合は、農地法による許可、もしくは地域計画の目標地図に位置付けられた受け手が、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画を定める場合に利用権設定ができることとなります。

以上でございます。

住田英俊次長

次に、「②農地の利用意向調査について」御説明いたします。

34ページを御覧ください。

令和4年度に調査の該当となった農地は86筆で、総面積で6万2,988平方メートルとなり、57名の所有者に対し利用意向調査をお送りしております。

表を御覧ください。

主な回答としては、中間管理事業を利用したいと回答のあった農地は26筆、自ら権利設定を行うとしたものが6筆、自ら耕作するとしたものが7筆となり、35筆については調査票が返送されておられません。

それでは、利用意向調査で該当する地区の委員についてのみ、令和4年度利用意向調査の結果と記載のある、小さい封筒をお配りしておりますので中身を御覧ください。

<p>住田英俊次長</p>	<p>「令和4年度分利用意向調査の結果報告について」ですが、「意向調査対象リスト」と「農地における利用の意向について」の所有者からの回答の「写し」があります。</p> <p>まず、「意向調査対象リスト」ですが、表中記載の農地の内、すでに改善されているものもあるかとは思いますが、令和5年度においても引き続き利用状況調査の対象となりますのでよろしくお願いします。</p> <p>なお、表中の意向調査回答の欄のところで、「未回収」となっている農地については、委員の方で何か情報がありましたら、また、事務局まで御報告・御連絡をお願いします。</p> <p>この遊休農地の活動は、「活動記録簿」に記載できる活動ですので、○を付け忘れないようにお願いします。</p> <p>また、令和5年度の遊休農地の利用状況調査の実施については、8月から10月の間で予定しております。</p> <p>詳細については7月下旬に開催いたします農業委員会委員研修会にて改めて御説明させていただく予定です。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>次に、「③農業者年金の加入推進について」を御説明いたします。</p> <p>38ページを御覧ください。</p> <p>令和4年度の新規加入者の実績ですが、全体で11名のうち、20歳～39歳が8名、女性が5名でした。</p> <p>毎年、農業者年金基金より県の農業会議を通しまして、新規加入者の目標数が示され、令和4年度の松山市の目標は9名であったことから、目標を超える結果を出すことができました。</p> <p>また、「目標達成度合い（20歳～39歳新規加入目標数5人～9人）部門」では全国第2位となり、農業者年金基金の理事長賞を受賞することになりました。</p> <p>これは、加入推進部長の委員をはじめとして、委員の皆様の日々の活動の、積み重ねの成果であり、これに伴い地域農業者の制度への理解が高まった結果だと考えております。</p> <p>今後も引き続き、加入推進活動について、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、お手元に色刷りの「農業者年金ーのうねんー加入のすすめ」をお配りしております。</p> <p>こちらは、農業者年金基金が加入推進のために作成した動画を紙ベースにした</p>
---------------	---

<p>住田英俊次長</p>	<p>もので、制度の概要やメリットがまとめられていますので、参考に御覧いただけたらと思います。</p> <p>農業者年金の加入推進については、以上でございます。</p> <p>次に家族経営協定について御説明いたします。</p> <p>42ページをお開きください。</p> <p>家族経営協定は、家族間の役割分担や休日・報酬などについて、家族で話し合いを行い、家族みんなで共同・協力をして、これまで以上に意欲的・効率的に農業を行っていくための指針となるものです。</p> <p>松山市における令和4年度の実績は、新規締結が4世帯となっており、今現在締結が4組きております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしていますチラシで「始めませんか？家族経営協定」を御覧ください。</p> <p>家族経営協定は、まず、御家族の話し合いで内容を検討していただくことが重要となり、協定書の作成については、雛形がありますが、御家族において原案ができれば、事務局で協定書の製本を行ってまいります。</p> <p>製本ができた後に、ご家族の捺印をしていただいて「協定書」の締結が進んでいきます。</p> <p>現在、既に協定を締結し、認定農業者となっている御家族の方がいらっしゃる場合には、協定に参加されている他の家族の方も認定農業者になることが可能であること、農業者年金の保険料について国の補助を受けることができる等のメリットもあります。</p> <p>農業者の皆様に委員さんからお伝えいただけたらと思います。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>委員の皆様、何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>

寺井克之会長	<p>それでは、以上で松山市農業委員会総会における議事を終了します。</p> <p>引き続き農業委員互助会総会に入ります。</p> <p>『令和4年度農業委員互助会の会計報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊次長	<p>令和4年度農業委員互助会会計を報告します。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費が、毎月、委員報酬から一人2,000円徴収させていただいており、金額につきましては、112万円となっております。</p> <p>雑入につきましては、1万20円で、令和3年度から繰越金が、184万8,044円、合計297万8,064円となっております。</p> <p>つづきまして、支出の部につきまして、交際費が7万円で、視察研修費が13万4,294円、合計で20万4,294円となっております。</p> <p>以上、令和4年度の収入額は、297万8,064円、令和4年度の支出額は、20万4,294円よって、新年度への繰越額は、277万3,770円となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、続きまして、監事の青井委員から会計監査の結果報告をお願いいたします。</p>
青井和子委員	<p>それでは、監査報告をさせていただきます。</p> <p>去る5月10日、農業委員会事務局におきまして、令和4年度農業委員互助会の決算の監査を行いました結果、その用途及び帳簿並びに証拠書類の全てが適切に処理されていたことを確認しましたので報告します。</p>
寺井克之会長	<p>以上で会計報告及び監事からの監査報告が終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p>
杉野猛志推進委員	<p>集めたお金が277万円繰り越しのことですが、私は今年で推進委員を辞めませんが、救済的な措置はないのでしょうか。</p>

住田英俊次長	互助会の方は、任期満了にともない清算してお返しすることになっています。
杉野猛志推進委員	ありがとうございます。
寺井克之会長	それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。
寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	<p>御異議なしと認め、本件は、原案通り承認といたします。</p> <p>以上で、議案書記載の議案についての審議は全て終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり御審議をいただき、また、速やかな議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>〔会長 退席〕</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、池田友邦会長代理者が御挨拶申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>皆様、どうもお疲れ様でした。</p> <p>本日は、御参集いただきましてありがとうございました。</p> <p>私から閉会の挨拶をさせていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、第 234 回松山市農業委員会総会と農業委員互助会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>どうも御協力ありがとうございました。</p>

渡部純三局長

お気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

皆様、御起立をお願いいたします。

礼。

お疲れ様でした。

午後 3 時 25 分閉会